

「温泉法施行令の一部を改正する政令案」及び 「温泉法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1. 背景

平成19年4月25日に公布された、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第31号。以下「改正法」という。）においては、温泉成分の定期的な分析の義務付け等を行った。これを受け、改正法を施行するため、「温泉法施行令の一部を改正する政令案」「温泉法施行規則の一部を改正する省令案」を制定することとするものである。

具体的には、「温泉法施行令の一部を改正する政令案」は、温泉成分の定期的な分析を何年ごとに受けるかの期間等を、「温泉法施行規則の一部を改正する省令案」は、都道府県知事の承認、届出に関する手続等を定めるものである。

2. 温泉法施行令の一部を改正する政令案等の概要

(1) 温泉成分分析を受けるべき期間

改正法において、温泉の利用の許可を受けている者に対して、温泉成分の定期的な分析が義務付けられたが、その期間について、10年ごとと定める。

() 前回の成分分析の実施日が平成12年1月1日以前の温泉については、最初の分析期限を平成21年12月31日とする経過措置が、改正法において既に決まっている。

(2) 政令で定める市の長により処理される事務の追加

保健所を設置する市又は特別区の長が処理することとする事務として、温泉の利用の許可への条件の付加及びその変更、温泉の利用の許可を受けた者の相続・合併等の承認を追加する。

(3) 改正法の施行期日

改正法の施行期日は、改正法で公布日（平成19年4月25日）から6か月以内と定められているが、平成19年10月20日とする。

3. 温泉法施行規則の一部を改正する省令案の概要

(1) 相続・合併等の承認の申請手続

改正法において、温泉の掘削・利用等の許可を受けた者に相続・合併があった場合、再び許可を受けることを不要とし、都道府県知事の承認を受けて地位を承継することができることとした。この承認の申請手続について、以下のとおり定めることとする。

申請書の記載事項	・住所、氏名（相続・合併前、相続・合併後の両方） ・受けていた許可の内容（許可日、許可行為を行う場所等） ・相続・合併等の日
添付書類	・相続・合併等を受けた者であることを証明する書類 （合併・分割の場合：合併・分割の契約書・計画書の写し） （相続の場合：戸籍謄本、他の相続人全員の同意書） ・申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

(2) 政令で定める市の長が都道府県知事に通知する事項の追加

2 (2) において保健所を設置する市又は特別区の長が処理することとされた、温泉の利用の許可を受けた者の相続・合併等の承認の内容について、都道府県知事に通知する事項に追加することとする。

(3) その他許可・届出等の手続の改善

改正法の内容とは関係ないが、改正法の施行を機に、以下のとおり許可・届出等の手続の改善を行うこととする。

温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請への添付書類の追加

温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請への添付書類として、許可基準に該当するかどうかの審査を行うために都道府県知事が必要と認める書類を追加する。

具体的に追加される書類は各都道府県知事の判断によるが、地質調査の結果等が周辺の温泉への影響の審査のために必要であったり、騒音・排水対策の内容等が公益侵害のおそれの審査のために必要であれば、追加され得る。

温泉の利用の許可申請への添付書類の追加

温泉の利用の許可申請への添付書類として、一般細菌の数等の飲用の適否の判断に必要な書類（飲用許可の場合）、許可基準に該当するかどうかの審査を行うために都道府県知事が必要と認める書類を追加する。

温泉の掘削工事の完了の届出事項の追加

温泉の掘削工事の完了の届出について、現在の届出事項である住所・氏名、許可の内容（許可日、掘削工事を行う場所等）、工事完了日に加え、ゆう出した温泉のゆう出量、温度及び成分を届出事項に追加することとする。